



第1章 計画策定にあたって

1

計画策定の趣旨

わが国の年間の出生数は、第2次ベビーブームの1970年代前半ではおよそ200万人となっていました。近年では110万人程度と大幅に減少しています。一人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均（合計特殊出生率）は平成15年で1.29と過去最低の水準に達し、今なお少子化に歯止めがかかっていない状況です。

少子化の主な要因として、子どもの生み方が大きく変化したことが指摘されていますが、その背景には晩婚化や非婚化が大きく影響しているとされています。1990年代になると、こうした現象に加えて「結婚後の出生率の低下」が新たに指摘されており、現状のままでは今後一層少子化が進行するものと予想されます。

少子化の進行は、人口構成のバランスを崩し、経済活力の低下や社会保障負担の増加など、社会全体に深刻な影響を与える一方で、子どもが育つ環境においてもさまざまな問題をもたらすことが懸念されています。

こうした少子化の流れを変えるため、国においては、従来の取り組みをさらに進め、「少子化対策プラスワン」、「次世代育成支援に関する当面の取組方針」をとりまとめています。これを受けて、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、国、地方公共団体、企業、国民が一体となって取り組みを進めていくことが示されています。そして、市町村においては、国の方針に基づき、次世代育成支援対策の実施に関する計画（行動計画）の策定が義務付けられています。

本市では、平成13年度から10年間にわたる子育て支援の取り組み方針を示した「藤井寺市児童育成計画」を策定しており、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど幅広い分野にわたる取り組みを進めているところです。

しかし、本市の出生数は低下する傾向がみられ、また一方では保育ニーズが増加するなど、時代の変化や市民のニーズに柔軟に対応した施策の展開が必要となっています。

安心して子どもを生み育てられる環境づくりに向けて、国の方針を踏まえながら、より効果的な子育て支援施策を推進するための指針として、新たに「藤井寺市次世代育成支援行動計画」を策定するものとします。

2 計画の性格

- 次世代育成支援対策推進法の第8条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけます。
- 次世代育成支援対策にあたり国より示された「行動計画策定指針」に基づき、本市の子育てに関わる課題に対して今後の取り組むべき対策、達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、今後10年間にわたる集中的・計画的な取り組みを推進するための指針とします。
- 国・府の次世代育成支援に関する指針や計画をはじめ、本市の「第3次藤井寺市総合計画」や関連の分野別計画との整合性を図りながら、「藤井寺市児童育成計画」を包含し発展させた計画とします。

3 計画の期間

計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間とします。

次世代育成支援対策推進法では、5年を1期とした計画を定めることとされており、平成17年度から平成21年度までを前期計画として策定します。また、5年ごとに見直しが求められていることから、前期計画に対して必要な見直しを行った上で、平成22年度から平成26年度までの後期計画を定めるものとします。

計画期間中においても社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに柔軟に対応するため、適宜計画の見直しを行うものとします。

平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
策定 作業	第1期計画期間（前期計画）									
	適宜見直し				策定 作業	第2期計画期間（後期計画）				